

大宜味村と公立大学法人名桜大学との包括連携協定書

大宜味村（以下「甲」という。）と公立大学法人名桜大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、相互の有する人的・物的資源の効果的な活用により、持続可能かつ横断的な地域創生に向けた課題解決を目指し、甲及び乙の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）教育・人材の育成に関する事項
- （2）観光・文化の振興に関する事項
- （3）国際交流事業に関する事項
- （4）保健・福祉の向上に関する事項
- （5）地域経済の振興に関する事項
- （6）スポーツの振興に関する事項
- （7）地域のDX化推進に関する事項
- （8）その他相互が協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲及び乙の担当者間で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上定めることとする。

（意見交換）

第4条 甲と乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（有効期限）

第5条 この協定は、2025年12月1日をもって発効し、有効期間を1年とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この包括連携協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2025年11月26日

（甲） 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 157 （乙） 沖縄県名護市字為又 1220-1

大宜味村

公立大学法人名桜大学

村長

学長

友寄景善

石川昌範